

防人1第2918号
12. 5. 8
改正：人1第71号
13. 1. 6
改正：防人1第2485号
18. 3. 27
改正：防人計第354号
19. 1. 9
改正：防人計第4888号
19. 8. 31
改正：防人計第9093号
21. 7. 29
改正：防人服第7877号
26. 5. 30
改正：防人服第11138号
26. 7. 24
改正：防官文(事)第18号
27. 10. 1

陸 上 幕 僚 長 殿

事 務 次 官

防衛省市ヶ谷庁舎における歩哨の敬礼について（通達）

防衛省市ヶ谷庁舎において、歩哨が行う敬礼は、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第38条の規定にかかわらず、下記に掲げる場合に行うものとし、その他の場合にあつては、別に指示する場合を除き、省略して差し支えないことと定められたので所要の処置をとられたい。また、受礼者の確認等に当たっては支障のないよう適宜の処置を講ぜられたい。

なお、「防衛本庁檜町庁舎における歩哨の敬礼について（防人1第3090号。43. 11. 21）」は、廃止する。

記

- 1 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官が庁舎の門を出入りする場合
- 2 次に掲げる者が防衛省を公式に訪問する目的をもって庁舎の門を出入りする場合

- (1) 荣誉礼受礼资格者
- (2) 外国の大使若しくは公使、大使館付武官又は荣誉礼受礼资格者に該当しない将官以上の外国軍人